

○文部科学省告示第百十号

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十五条第二項、同条第四項、第二十二條第一項、第二十三條第三項、第二十六條第一項第四号、第二十九條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第二項、第七十條及び第七十二條の規定に基づき、専門職短期大学に關し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行する。

平成二十九年九月八日

文部科学大臣 林 芳正

第一条 専門職短期大学設置基準第十五条第二項の規定に基づき、専門職短期大学が履修させることができる授業等については、平成十三年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第十一条第二項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第一項」と、「短期大学設置基準第十七条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

第二条 専門職短期大学設置基準第十五条第四項の規定に基づき、専門職短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合については、平成十五年文部科学省告示第五十一号（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第十一条第四項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第十五条第四項」と読み替えるものとする。

第三条 専門職短期大学設置基準第二十二條第一項の規定に基づき、専門職短期大学が単位を与えることのできる学修については、平成三年文部省告示第六十九号（短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学において短期大学教育」とあるのは「専門職短期大学において専門職短期大学教育」と、「第百八条第一項に規定する短期大学」とあるのは「第百八条第四項に規定する専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第四条 専門職短期大学設置基準第二十三條第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置基準第二十七條に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七條の専門職短期大学」という。）にあっては、十五単位）を超えないものとする。

る。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該専門職短期大学において専門職短期大学の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者 一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査 二 前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百八条第四項に規定する専門職短期大学の目的に照らして適切なものであること ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置基準第二十七條の専門職短期大学にあっては、十五単位）を超えない範囲で与える。
臨地実務実習	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該専門職短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位数を、修業年限が二年の専門職短期大

修得していると認められる者

学にあつては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の専門職短期大学にあつては十五単位（専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学にあつては、十単位）を超えない範囲で与える。

第五条 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

2 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において専門職短期大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであつて、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及

び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

第六条 専門職短期大学設置基準第六十三条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合については、平成二十六年文部科学省告示第六十六号（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十三条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十三条第一項」と、「短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第七条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第七十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第八条 専門職短期大学設置基準第七十条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第五十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学設置基準第二十二条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十二条」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四条」と、「短期大学設置基準第三十一条」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五条」と読み替えるものとする。

第九条 専門職短期大学設置基準第七十二条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第三十七条の規定に基づき新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。